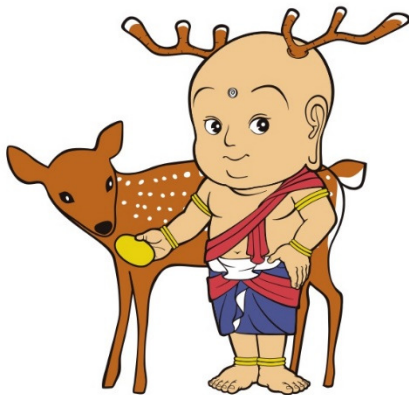


令和元年12月2日(月)  
午後4時10分～ 奈良県庁第一応接室

# 第18回奈良県税制調査会資料 ②



## ■法人県民税特例制度について

奈良県総務部税務課

## 目次

法人県民税法人税割の概要	.....2
法人県民税の特例制度について	.....3
法人県民税特例制度の適用条件	.....4
前回の答申	.....5
「法人県民税超過課税について(答申)」を踏まえた見直しに向けての論点整理	.....6
法人県民税の特例制度の見直しのスケジュール	.....7

## 法人県民税法人税割の概要

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、令和3年3月31日までの間に終了する事業年度まで、法人県民税の法人税割の税率を特例税率としていることから、その延長について検討を行う。

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の1.8%（中小法人等は1.0%（標準税率）） ※R1.10.1以後に開始する事業年度 【中小法人等】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第24条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税金による用途	標準税率を超える部分（特例分：0.8%）による税金は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税金（特例分）	約426百万円（平成30年度決算ベース）

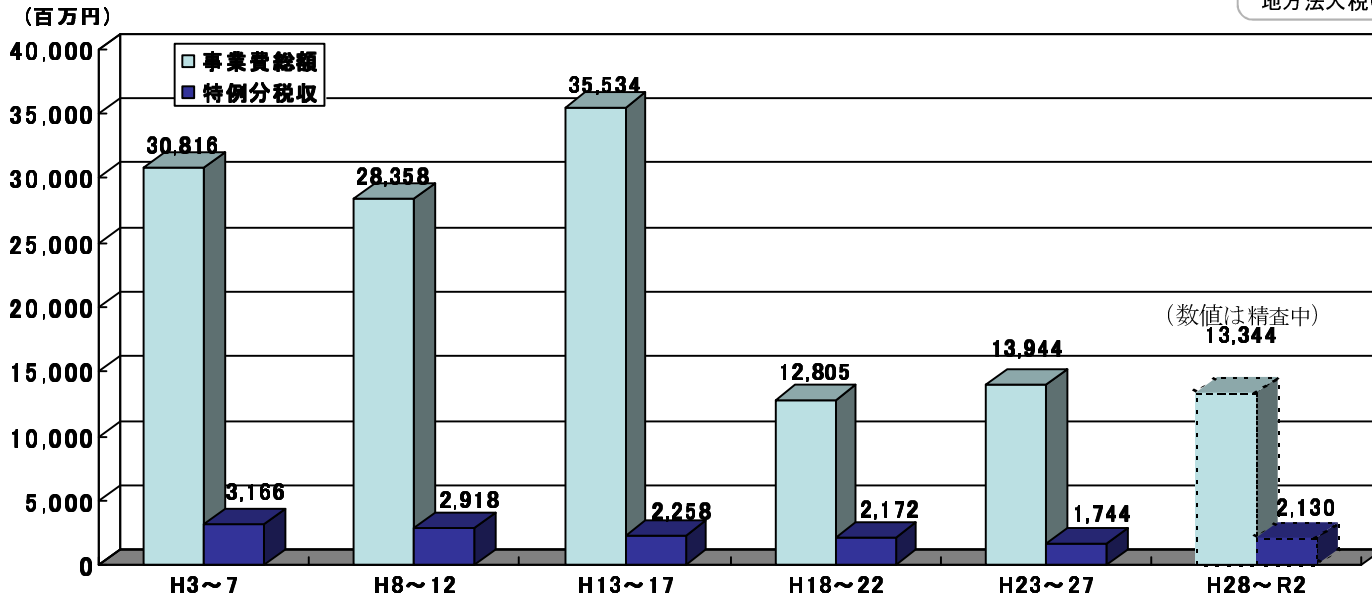
# 法人県民税の特例制度について

## 1 制度の趣旨・経緯

- ・ 社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施し、社会福祉施設整備基金に積み立てて活用しているところ。
- ・ 令和2年度末で条例の適用期限が到来するため、次年度以降の特例制度の適用について検討することが必要。

適用期間	S61~H2	H3~H7	H8~H12	H13~H17	H18~H22	H23~H27	H28~R2	
目的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備						
対象法人	資本金額等が1億円を超える法人 または 法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円を超える法人 または 法人税額1,000万円を超える法人	現行の基準は23年を経過し、対象法人にとっても定着				
税率	6.0% (中小法人等5.0%) <b>特例分1.0%</b>	5.8% (中小法人等5.0%) <b>特例分0.8%</b>					H26.10~ 4.0% (中小法人等3.2%) <b>特例分0.8%</b>	R1.10~ 1.8% (中小法人等1.0%) <b>特例分0.8%</b>

## 2 事業費と税収の推移



※R1年度以降の事業費及び特例分税収については見込額

法人県民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)を創設

法人県民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の税率引上げ

## 3 事業実績

- 平成28年度~R2年度
- ①心身障害者福祉施設
  - ②老人福祉施設
  - ③県立医科大学附属病院の整備事業に活用

障害者福祉施設数  
H27 1,902 ⇒ H30 2,218  
老人福祉施設数  
H27 148 ⇒ H30 158

# 法人県民税特例制度の適用条件

## (1) 全国の動向

他府県の適用条件 (静岡県を除く全都道府県が特例制度を適用)	税率		対象法人					
	2.0% (4.2%)※	1.8% (4%)※	資本金の額等			法人税額		
			1億円超	2億円超	その他 ※3億・2千万円	1千万円超	15百万・ 16百万円超	その他 2千万円・4千万円等
	2	44	43	1	2	38	3	5

奈良県と全く同じ適用条件であるのは33県

※ ( )は調査時点(R1.8月)の税率

税率や対象法人等の適用条件を変更する予定の都道府県はない見込み。(R2年度末で適用期間が終了するのは12県)

## (2) 他府県の実施目的

R1.8 広島県照会

都道府県	超過課税の実施目的(使途)	適用期間	都道府県	超過課税の実施目的(使途)	適用期間
北海道	教育施設の整備拡充	～ R3.7.31	滋賀県	財源確保(使途の制限なし)	～ R3.1.31
青森県	社会福祉施策の充実	～ R3.3.31	京都府	産業の振興と社会基盤の整備	～ R3.3.31
岩手県	県の産業の振興に関する施策等	～ R3.1.31	大阪府	道路網などの都市基盤整備や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処	～ R2.10.31
宮城県	少子・高齢化社会対策	～ R3.4.30	兵庫県	勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援、子育てと仕事の両立支援、子育て世帯への支援	～ R6.10.1
秋田県	社会福祉施設の整備及び医療の充実	～ R3.3.31	奈良県	社会福祉の増進または医療の向上を図る施設の整備等	～ R3.3.31
山形県	少子高齢化に対応する福祉・医療の充実や、次代を担う人材を育成する教育の充実	～ R4.1.31	和歌山県	福祉対策等基金に積み立て、県独自の福祉医療費等	～ R3.3.31
福島県	商工業の振興、社会福祉の充実・次世代育成の支援及び教育・文化の振興	～ R4.1.31	鳥取県	産業振興の財源	～ R3.3.31
茨城県	産業、教育、福祉、医療等の重要施策	～ R3.1.31	島根県	自主財源を確保	～ R4.3.31
栃木県	教育環境の充実整備、県民文化・スポーツの振興、安全・安心の確保、少子高齢社会における保健・医療・福祉サービスの充実及び産業の振興	～ R3.4.30	岡山県	教育の再生、産業の振興及び安心で豊かさが実感できる地域の創造	～ R3.3.31
群馬県	県民の安心・安全な暮らしを実現するための本県独自の施策	～ R3.4.30	広島県	大規模社会福祉施設(大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設など)の建設に要する経費の財源	～ R2.3.31
埼玉県	雇用・中小企業対策、教育の充実、環境対策等	～ R3.1.31	山口県	社会福祉施設及び教育・文化・スポーツ施設の整備拡充	～ R3.1.31
千葉県	都市基盤・防災及び福祉・医療施設の整備等	～ R2.10.31	徳島県	交通ネットワーク整備、産業活性化及び大規模災害対策	～ R3.3.31
東京都	大都市特有の膨大な財政需要に対応	～ R2.9.30	香川県	社会福祉の充実、教育の振興、地域産業の振興	～ R3.3.31
神奈川県	「災害に強い県土づくりの推進」及び「東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備」	～ R2.10.31	愛媛県	保健医療の充実、社会福祉の充実	～ R5.3.31
新潟県	福祉施設及び社会文化施設の建設	～ R4.3.31	高知県	主要な施策の推進(産業振興、南海地震対策、健康・福祉の向上、教育・文化の振興、インフラ整備)	～ R4.8.31
富山県	社会福祉の充実、教育・スポーツの振興等	～ R7.3.31	福岡県	社会福祉の充実及び教育の振興	～ R4.1.31
石川県	競争力のある元気な産業づくり、交流が盛んな特色ある地域づくり等	～ R3.1.31	佐賀県	本県の厳しい財政状況を踏まえ、超過課税を実施	～ R4.3.31
福井県	産業振興、教育施設等の整備	～ R3.4.30	長崎県	総合交通体系及び文化・スポーツ施設等の都市基盤の整備充実	～ R4.12.31
山梨県	社会保険の充実及び教育文化の振興	～ R3.3.31	熊本県	少子・高齢者対策の充実、中小企業の振興、低炭素社会の循環型社会形成の推進	～ R3.9.30
長野県	中小企業の振興、産業人材の育成・確保及び産業基盤の整備	～ R3.10.31	大分県	産業の活性化、交通ネットワークの整備及び教育・人づくりの充実を図るため	～ R3.3.31
岐阜県	少子化対策の推進及び社会福祉の充実並びに教育の振興	～ R3.1.31	宮崎県	社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策	～ R3.1.31
愛知県	教育・文化施設、社会福祉施設、勤労者福祉施設、中小企業対策施設の整備維持	～ R2.8.31	鹿児島県	高齢者福祉の充実、幹線交通体系の整備、災害に強い県土づくりなどの各種施策の推進	～ R3.3.31
三重県	三重県福祉基金、三重県子ども基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金及び三重県環境保全基金の財源	～ R2.12.31	沖縄県	観光の振興、社会福祉の充実及び中小企業の育成	～ R2.5.31

奈良県と同様の実施目的(社会福祉等)であるのは27県

# 前回の答申

## 法人県民税超過課税について（答申）

平成27年11月17日  
奈良県税制調査会

法人県民税の超過課税は、昭和51年度より導入された法人県民税の法人税割に対し、地方税法の定める標準税率を超えた税率により課税されている超過課税である。導入にあたっては、当初「社会福祉施設の整備」を、平成3年度からは、「社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備」を図ることを目的としている。また、課税期間としては、「平成28年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割」とされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、平成28年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

### <超過課税の評価について>

この超過課税は、創設当初から社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に実施されてきたが、これまで県内では多くの関係施設整備が行われてきており、最近の5年間では、中央こども家庭相談センターの整備等の児童福祉、障害福祉及び老人福祉の各福祉施設並びに県立医大病棟整備等の医療施設整備に充てられるなど、一定の役割を果たしていると認められる。

今後も新奈良総合医療センターの整備をはじめ多くの関係施設整備の計画がされていることから、当該超過課税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

なお、平成28年度以降も引き続き以下のような検討が必要である。

※ この超過課税制度の目的は、社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備であり、負担する法人が享受する利益について検証することが必要である。

従来、この超過課税は、企業が住民にとってのセーフティネットとしての機能を果たしており、働く人やその家族が利用する医療や福祉関係の施設の充実が企業にとっての生産コストを引き下げる効果をもたらす、といった企業を中心とした意義が強調されてきた。しかしながら、奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にたった考えにも留意する必要がある。

また、国で行われている地方法人課税改革の動向にも注視しつつ、この超過課税制度のあり方の検討についても、今後の課題として提起しておく。

### <超過課税の課税対象について>

当該超過課税制度では、奈良県では、資本金等が1億円または法人税額1千万円超の法人を対象としている。前述のように、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきとの観点から、対象条件を引き下げて税率を低くするという考えはある。他方、当該基準は、中小企業を課

税対象から外しているものの、現時点では負担している企業の規模から見ると資本金が10億円未満の企業も多く負担しており、担税力の高い大企業のみを狙い撃ちしているとまでは言えないこと、また、34の都道府県が奈良県と同じ基準であることなどから、課税対象は現行のまま据え置くことが適当である。

### <超過課税の税率について>

奈良県では、当該超過課税対象法人に対する税率を、標準税率に0.8%上乗せして課税している。

税収はこの5年では年間約3億5,000万円前後で推移しているが、昨今の経済情勢等により、当該超過課税分の税収は減少傾向にある。ただし、対象事業費についても10年以上前と比較して減少傾向にあることから、事業費に占める超過分の税収のウェイトは逆に高まっているところである。

しかし、保育施設の充実など県内の法人活動の活発化にも資する事業に対する社会的な要請があること、また、全国的には44道県が同じ超過税率(0.8%)を採用していることから、税率も現行のまま据え置くことが適当である。

奈良県と全く同じ適用条件(超過税率0.8%、資本金1億円又は法人税額1千万円超)であるのは、33道府県となっており、適用期間についても、45都道府県が5年間となっている。

### <超過課税の使途事業について>

当該超過課税の使途事業費は、社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に事業実施されており、先述のようにこれまで県内では多くの関係施設整備が行われていることから、一定の役割を果たしているといえる。

ただ、昨今の経済状況を鑑みると、評価のところで述べたように、法人の利益に担税力を見出し超過課税を行うのであれば、負担している法人に対しての合理的な説明が必要であることから、使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より働きやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、保育や修学前教育等の児童福祉施設、あるいは介護等に係る老人福祉施設等のさらなる充実を検討することが適当である。

### <超過課税の見直し規定について>

上記のとおり、多くの都道府県で採用しているように課税期間は5年間とし、5年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。

# 「法人県民税超過課税について(答申)」を踏まえた見直しに向けての論点整理

奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にたった考えにも留意する必要がある。

法人の利益に担税力を見出し超過課税を行うのであれば、負担している法人に対しての合理的な説明が必要であることから、使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より働きやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、保育や修学前教育等の児童福祉施設、あるいは介護等に係る老人福祉施設等のさらなる充実を検討することが適当である。

## 論点1

### 使途事業の事業効果と受益と負担のあり方

- 検討
- ・現行の使途事業の実施による事業効果及び負担者である法人の受益
  - ・法人の勤務環境づくりに資するための使途事業の充実
  - ・個人への追加負担の必要性・可能性

国で行われている地方法人課税改革の動向にも注視しつつ、この超過課税制度のあり方の検討についても、今後の課題として提起しておく。

## 論点2

### 地方法人課税改正後の超過課税制度のあり方

- 検討
- ・地方法人課税改正の趣旨
  - ・改正による法人の税負担及び県収入への影響

税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。

## 論点3

### 課税期間途中での妥当性や有効性の評価の仕組み

→ 前回の見直しに際しては、その検討を見直し期限を迎える年度に開始したが、答申を踏まえて、今回は期限の前年度から検討を開始している。

# 法人県民税の特例制度の見直しのスケジュール

➤ 法人県民税の特例制度の課税期間が令和2年度で終了するため、その見直しに係る税制調査会の答申に向け本年12月より検討を開始する。

